

EU木材規制の注意義務： 適切なツール

はじめに

EU木材規制（EUTR）は、事業者に、違法に伐採された木材または木材製品がEU市場に入るのを防ぐために、相当の注意を払う義務を課しています。

¹この主要な義務についての正しい理解と実施は、EUTRの有効性にとって欠かせません。

しかし、EUTRとその注意義務が有効になってから2年にわたって、しばしば、その適用が困難だと考えられることがまだあります。この困難さの一部は、事業者が注意義務を履行するために何をしなければならないかについての詳細が、明らかに不明確なことから来ています。

注意義務アプローチと木材の合法性の関連性

EUTRの目的は、違法木材がEU市場に入ってくるのを防ぐことです。この目的を達成するため、事業者は市場に入れようとしている木材の合法性について考えなければなりません。

²しかし、木材の合法性は、いつも確実に分っているわけではありません。まず、関連する法律を見つける、あるいは確認することが難しいかもしれません。次に、注意義務は、伐採地点とは時間的にも距離的にも離れている可能性のある観点から、事業者によって行われます。

したがって事業者は時々、情報の「グレーゾーン」で作業することになるため、違法性の確実さよりもリスクに注目したリスクベースのアプローチが、木材が市場に入ることを管理するためには適切なアプローチとなります。木材の合法性に関して絶対的な確実さを欠いていることは、当惑するようなことと思われるかもしれませんが、このような事情により避けられないのです。しかしながら、事業者にとって必ずしもマイナスの影響があるわけではありません。

必要な柔軟性と確実さの両方のバランスを取るため、EUTRは、各ケースの特定の状況で、どの具体的な測定値が必要とされるかの判断を事業者に任せている一方で、評価と違法性リスクを取り扱うために定められた一組のパラメータをもつ、義務的な法的フレームワークを設定しています。

¹ 最初にEU市場に木材を持ち込んだ個人または会社。

² 木材規制には2つの主要な規定があります。EU市場で違法に伐採された木材を特定することと、木材が不法に伐採されたかもしれないリスクを評価する注意義務を事業者が履行する責任です。木材規制は、違法木材を、原産国で有効な関連法に違反して伐採された木材と定義しています。条項2 (f)、(g)、(h)木材規制を参照。

定められた注意義務フレームワーク . . .

注意義務フレームワークは、まず、事業者が木材供給についての特定の情報にアクセスすることを求めます。リストになった関連項目の中で

³、「該当法に準拠していることを示す」情報へのアクセスが、最も大きな範囲をもっています。上記の情報にアクセスするために、オペレータは、原産国での、伐採から輸出まで、特定の木材製品に適用する法的要件を特定しなければなりません。それから、文書、あるいはその他の上記要件への準拠を示す情報を集めなければなりません。

サプライチェーンに違法な木材が存在するリスクの評価が、第2ステップです。事業者は、集めた情報を、EUTRにリストされた、リスク評価基準に照らして考慮しなければなりません

⁴。そのことによって、関連するサプライチェーンに、特定の違法性リスクが見つかったり、見つからなかったりするかもしれません。これは、国の法的要件の違反らしきものを示す明白な情報となりえます。また、法的要件や準拠についての情報の曖昧さや、情報が無いこと。

木材製品は、リスク評価でリスクがゼロに近い（無視できる）と結論付けられたら、市場に出すことができます。無視できるよりも大きなリスクが見つかった場合、第3のステップはリスクの緩和です。これはそのリスクに適合させなければならぬと例えば、より多くの情報へのアクセスおよび／または第三者検証の要求などで構成される可能性があります。緩和対策がとられ、それでもまだ無視できない大きさの違法性リスクがある場合は、事業者は木材を市場に出すことはできません。これは、もちろん、明白な違法性が見つかったときも当てはまります。

事業者がこれら全てのパラメータを尊重し、そしてそのことを、リスク評価プロセスの異なるでどのように決定が行われたか、そして適用したリスク緩和手続きについて、集めた情報を記録することによって証明できることは重要です

⁵。このことによって、管轄当局が準拠について意味のある評価を行、事業者が禁止令または注意義務違反で訴えられた時に、彼らの行動を擁護することが可能になります。

同じように重要なのは、事業者が、特定の期間内にこれを行うことです。注意義務は、木材および木材製品を初めて市場に出す前に行わなければなりません。可能であれば、供給業者と契約を交わす前に行うべきです。そうしなければ、木材を市場に出せなくなった場合に、（契約にその他の保護条項が含まれていない場合、）事業者が経済的な負担を負うこととなります。

³ 条項6 (1) (a).

⁴ 条項6 (1) (b).

⁵

・・・柔軟なアプローチとの組み合わせ

EUTRは、違法に伐採された木材が市場に出ないように、事業者が適切な段階を踏むべきだと述べています

⁶。リスクに注目したシステムでは、リスク評価と緩和対策が、状況及び関連するリスクに釣り合っていない限りなりません。実際には、これは、事業者が実施すべき注意義務の正確な範囲は融通がきくということを示しています。それは、事業者が注意義務を免除される可能性があると言っているのでも、また供給業者が提供した文書を集める以上のことをできないと言っているのでもありません。準拠は、特定のケースの状況で、取られている対策が、充分で適切な情報によって報告されているかどうかによって、判断されなければなりません。

これは、管轄当局による事業者の準拠の評価にも、反映されるべきです。注意義務プロセスが行われているかどうか、また、行われた手順が、評価しサプライチェーンのリスクレベルに対応するのに適切だったかどうかをチェックしなければなりません。

上記に照らして、注意義務に準拠するために事業者に要求される行動は、以下のように状況に応じて異なる可能性があります。

- リスクの程度：事業者が収集した情報が、サプライチェーンの特定の違法性リスクを示している場合、事業者はそれをリスク評価で考慮に入れ、リスク緩和を強めなければなりません。例えば、実際に、供給業者が準拠文書を直接EU事業者に提供します。情報が、上記の文書の信頼性が疑わしいことを示している場合、追加情報を積極的に探さなければなりません
- ⁷。逆に、情報を収集した結果、違法性のリスクが見つからない場合は、より軽い調査適切だと考えられる場合もあります。これは、違法性のリスクを示す情報がない場合は、例えば機関による強力な監視と森林管理が行われている国で伐採された木材に関して、当てはまる場合があります。
- 入手可能な情報：例えば、第三者にそのようなリスクについて警告されたことがあるなど、事業者がサプライチェーンの特定のリスクについて事前に知識を持っている場合、リスク評価は、その知識を反映しなければなりません。
- 製品の複雑度：（異なる木材種が含まれる、および／あるいは異なる加工段階を経ているのため）製品の複雑度が高くなるほど、注意義務を履行するために必要な情報の入手が難しくなるかもしれません。それにもかかわらず、関連する情報にアクセスし評価するために努力が行われる必要があります。
- 認証：基本的に、認証を受けた木材を使用している事業者は、認証を受けていない木材、性的リスクが低くなるとみなすことができます。ただし、認証は、EUTRの準拠の代わりにはなりません。事業者は、それでもまだ注意義務を行わなければならないし、そうする間、どの認証ツールがどこまで合法性基準を満たすかと、認証の正確さと信頼性について考慮しなければなりません
- ⁸。追加情報の収集、リスク評価、緩和ステップ（関連するもの）、および認証ツールの使用に関連する情報の記録を行わなければなりません。

⁶ 詳説16 木材規制。

⁷ ClientEarthの要旨説明『EU木材規制の注意義務下の公的文書の使用』（2015年3月）を参照。

⁸ 委員会実施規制の条項4（脚注6で引用）。

注意義務の柔軟性は、リスク評価だけでなく、緩和プロセスについてもあてはまります。どの緩和対策が、該当するサプライチェーンや特定したリスクに最もふさわしいかを決めるのは、事業者です。例えば、情報が欠けていたり矛盾していたりする場合、事業者は、もっと明確に理解するために、より多くの情報にアクセスしようとしなければなりません。何処から情報を得るかは、事業者が決めます。公的情報を利用したり、供給業者から詳細情報を得たり、独立検証など外部サービスに頼ったりすることが含まれます。明白な違法性が見つかった場合、木材を市場に出してはいけません。

結論

注意義務フレームワークの主要な要素を尊重することは、全事業者に適用される法的要件です。しかし、注意義務のために実際に必要とされる対策は、ケースごとに少しずつ異なる可能性があります。事業者は、木材供給の特定の状況下で彼らがとった対策が適切だということを証明できなければなりません。指定された一組の要素と、柔軟なアプローチを合わせることにより、EUTRは適切なツールを整備し、事業者が不完全な情報のなかでも違法性のリスクに取り組むことを可能にしてきました。

Diane de Rouvre
弁護士
+32 (0)2 808 0484
dderouvre@clientearth.org
www.clientearth.org

Emily Unwin
弁護士
+44 (0)20 3030 7957
eunwin@clientearth.org
www.clientearth.org

ClientEarthは、ロンドン、ブリュッセル、ワルシャワに拠点を置く、非営利環境法律団体です。

私たちは、法律、化学、政策の境界で働く活動家弁護士です。法律の力で、法的な戦略と主要な環境問題を解決するツールを開発します。

ClientEarthは、慈善団体、組織寄付者、そして熱心な個人の方からの寛大な支援により運営しています。



本文書は、英国政府の英国補助金から資金を得ています。本文書に含まれる情報は、著者単独の責任で執筆したものであり、英国政府の公的政策を必ずしも反映しているものではありません。

Brussels
Rue du Trône 60
5ème étage
1050 Bruxelles
Belgique

London
274 Richmond Road
London
E8 3QW
UK

Warsaw
ul. Żurawia 45
00-680 Warszawa
Polska